

(趣旨)

第1条 奨学生の選考及び採用に関する規程(昭和59年8月21日達第761号。以下「選考採用規程」という。)第8条第1項に規定する採用候補者(以下「採用候補者」という。)の決定及び第9条第1項に規定する採用の決定(大学院奨学生の採用決定を除く。以下「予約採用」という。)の実施にあたっては、選考採用規程、日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。以下「奨学規程」という。)、日本育英会第二種奨学金業務実施規程(平成11年6月7日達第982号。以下「業務実施規程」という。)及びこの施行細則の定めるところによる。

(予約採用に係る業務の区分)

第2条 選考採用規程第3条各項各号に規定する区分ごとの予約採用に係る業務を次のように称するものとする。

- (1) 第1項第1号及び第2号に規定する予約採用に係る業務 高校・高専予約
- (2) 第1項第3号に規定する予約採用に係る業務 SY21予約
- (3) 第2項第1号に規定する予約採用に係る業務 きぼう21高専予約
- (4) 第2項第2号に規定する予約採用に係る業務 きぼう21大学・専修学校予約

(申込資格)

第3条 予約採用により奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号の一に該当するものでなければならない。ただし、卒業又は修了した者については、卒業後2年間は申込資格があるものとし、かつ当該学校長又は教育施設の長が選考採用規程第5条第1項第1号及び第2号に規定する資料を供することができる者に限る。

- (1) 選考採用規程第3条第1項第1号から第3号(大学、短期大学の通信教育部及び放送大学に入学したときを除く。)、同条第2項第1号及び第2号並びに同条第3項第1号及び第2号に定める者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条第2号及び第69条第2号に規定する文部科学大臣が認定した在外教育施設(以下「在外教育施設」という。)において中学校若しくは高等学校と同等の課程に在学する者又は修了した者

(予約採用の申込)

第4条 予約採用により奨学金の貸与を受けようとする者は、申込書類を日本育英会都道府県支部の支部長(以下「支部長」という。)に提出するものとする。ただし、第3条第2号に規定する在外教育施設に係る者の申込みについては、在外教育施設の長の推薦を経て、日本育英会会長(以下「会長」という。)に申込書類を提出させるものとする。

(予約採用の選考)

第5条 採用候補者の選考は、選考採用規程第5条第1号及び第2号、第6条第1号

及び第2号の他次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 選考採用規程第5条第1号に規定する者については、家計5、人物2、学力3の割合を基に総合判定による。

(2) 選考採用規程第6条第1号に規定する者については、家計6、人物3、学力1の割合を基に総合判定による。

2 人物に係る評価は、面接による評価の記録により判定するものとする。

(面接の実施)

第6条 選考採用規程第5条第1号、第6条第1号及び第7条第1号に規定する面接による評価の記録は、第8条第1項各号に規定する者（以下「面接委員」という。）及び日本育英会支部奨学相談員設置規程（平成11年3月19日達第975号）に定める奨学相談員（以下「面接担当者」という。）が面接を行うことにより得るものとする。ただし、支部長が特別な事情があると認める場合は、学校長が申込書類に記載した人物に関する評価の資料をもつて、面接による評価の記録に代えることができる。

2 面接は、特定の会場又は学校等において集団面接、個別面接又は両者の組み合わせにより行うものとする。

(面接による評価)

第7条 前条第1項の面接による評価は、各面接担当者が行う5段階評価及び面接担当者全員の合議で行う総合評価により行うものとする。

2 前項に規定する面接の評価の区分は、次のとおりとする。

5 特に優れている。

4 優れている。

3 適している。

2 努力がいる。

1 かなり努力がいる。

(面接委員の委嘱)

第8条 支部長は、次の各号の一に該当する者の中から、面接委員を委嘱する。

(1) 日本育英会支部規程（昭和19年4月20日達第2号）第7条第1項に規定する選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員

(2) 大学又は短期大学の教育及び職員

(3) 高等学校又は中学校の長（中等教育学校の長を含む。）

(4) 教育委員会の指導主事等

(5) 教育及び相談に関する学識経験者

(6) その他育英奨学事業について熱意と理解がある者で、支部長が適任と認めたもの

2 面接委員の委嘱期間は、支部長が定めた期間とする。

(採用候補者の決定)

第9条 支部長は、奨学規程第9条第1項ただし書及び業務実施規程第9条第1項ただし書の規定に基づき、あらかじめ選考委員会の議を経た適格者のなかから日本育

英会理事長（以下この条において「理事長」という。）が別に定めるところにより算出し当該支部長に通知した数の範囲内において、採用候補者を決定するものとする。

- 2 第4条ただし書の申込みについて理事長は、別に定めるところにより算出した数の範囲内において採用候補者を決定する。この場合において第5条第3項に規定する面接による評価の記録は、在外教育施設の長が行う面接による評価の記録とするものとする。

（採用候補者決定通知の交付及び教育的行事の実施）

第10条 支部長は、前条第1項に基づき採用候補者として決定したものに対し、採用候補者決定通知（以下「決定通知」という。）を交付するとともに、奨学生の心得及び貸与終了後の返還義務等の留意事項について指導するため交付式等の教育的行事を実施するものとする。

- 2 前条第2項により採用候補者となつた者には、在外教育施設の長に依頼して前項に規定することを実施するものとする。

（採用候補者の入学日等）

第11条 選考採用規程第9条第1項に規定する「直近の入学日」とは、同規程第8条第1項の規定により採用候補者に決定した年度の翌年度内に当該採用候補者に係る高等学校、高等専門学校、専修学校又は大学（以下「学校等」という。）が定めた入学日とする。

- 2 選考採用規程第9条第1項に規定する「特別の場合」とは、採用候補者の責に帰さない理由により、入学を内定した学校等が「直近の入学日」以外の日を入学日として指定した場合とする。

- 3 選考採用規程第9条第1項に規定する「本会が定める期日」とは、学校等が定める入学日を基準として本会が決定した日とする。

（実施細目）

第12条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成14年12月9日から施行する。